

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和4年7月28日

支出負担行為担当官

国土技術政策総合研究所長 奥村 康博

### 1. 業務概要

(1) 業務名 国土交通データプラットフォームと地方の電子成果品及び維持管理情報との連携に関する資料整理業務

(2) 業務内容 国土交通省では、自らが保有するデータと民間のデータを連携し、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションの創出を目指す試みとして、国土交通データプラットフォーム (<https://www.mlit-data.jp/platform/>、以下、「国土交通DPF」という) の構築を進めている。

国土技術政策総合研究所では、国土交通DPFと地方公共団体が保有する電子成果品や維持管理情報との連携を推進するための検討を行っている。

本業務は、地方公共団体の工事・業務の電子成果品や社会資本の維持管理システムのデータを国土交通DPFと連携させて公開するために必要となる基礎資料の整理作業を行うものである。

(3) 履行期限 令和5年2月28日

### 2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

(1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は有する予定の者であること。

(4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

(5) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、国土技術政策総合研

研究所長から指名停止を受けていないこと。

- (6) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(企画競争実施にかかる説明書参照)
- (8) 配置予定技術者(主たる担当者)については、平成23年度以降公示日までに完了した「同種業務、類似業務」(再委託による業務実績は含まない)の実績を1件以上有すること。
  - ・同種業務：公共工事の電子成果品に関する資料整理を行った業務
  - ・類似業務：Excelを使用してデータベースの作成を行った業務
- (9) 配置予定技術者(主たる担当者)については、公示日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地  
国土交通省 国土技術政策総合研究所  
社会資本マネジメント研究センター 社会資本情報基盤研究室  
電話：029-864-7489  
FAX：029-864-2214  
電子メール：nil-jyouhou@mlit.go.jp

#### (2) 企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

##### ① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送(着払い・希望者の負担)又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記(1)に申し出ること。

また、電子データでの交付を希望する者には、記録媒体(CD-R等、USBは不可)を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨を申し出ること。

##### ② 窓口での交付期間

令和4年7月28日から令和4年9月6日までの土曜日、日曜日及び休日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、9時から17時まで。(最終日は12時まで。)

#### (3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和4年9月6日(火) 12時

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)、若しくは電子メールによる。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 (日時及び場所)

提出された企画提案書について以下のとおりWebヒアリングを実施する。

①実施予定日：令和4年9月8日（木）

予備日 令和4年9月9日（金）

②開始時間：後日連絡する。

③場所：随意

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

#### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。